

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第30号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年6月5日 03時00分ごろ
発生場所	新潟県新潟市新潟港西区第1西防波堤南端 新潟港西区西突堤灯台から真方位003°70m付近 (概位 北緯37°57.5′ 東経139°04.1′)
事故等調査の経過	平成25年6月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 東新丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	NG2-2091（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底中央部が破損、機関が濡損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、漁場に向けて新潟港西区の「西突堤と第1西防波堤」（以下「突堤と防波堤」という。）の間を航行する際、船長が、第1西防波堤南端付近に設置されていた消波ブロックが見えなかったため、通過できるものと思い、第1西防波堤寄りを航行中、平成25年6月5日03時00分ごろ水面下の消波ブロックに乗り揚げて通過した。 本船は、機関室に浸水して自力航行ができなくなり、作業台船に揚収され、船長は僚船に救助された。
気象・海象	気象：天気 快晴、風向 南西、風速 約1.3m/s、視程 約15km 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	突堤と防波堤の間は約45mであり、西突堤の北端付近及び第1西防波堤南端付近には、消波ブロックが設置されていたが、船長は、第1西防波堤南端付近の消波ブロックが、平成24年末の大しけで流されたことを本事故後に同業者から聞いた。 船長は、突堤と防波堤の間を第1西防波堤寄りに航行した際、船底を擦ったような音を聞いた。 船長は、本事故以前、別の漁場で漁を行っており、突堤と防波堤の間をしばらく航行した経験がなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、新潟港西区の第1西防波堤南端付近を航行中、船長が、突堤と防波堤の間を航行する際、第1西防波堤南端付近に設置されていた消波ブロックが見えなかったため、通過できるものと思い、第1西防波堤に接近して航行したことから、水面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、新潟港西区の第1西防波堤南端付近を航行中、船長が、突堤と防波堤の間を航行する際、第1西防波堤南端付近に設置されていた消波ブロックが見えなかったため、通過できるものと思い、第1西防波堤に接近して航行したため、水面下の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消波ブロックが設置された海域には接近しないこと。 ・しばらく航行していない海域を航行する場合、注意を必要とする場所等について、情報を収集しておくこと。